

令和2年度子育て世帯への臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援するために一時金を支給します！

◆だれがいくらもらえるの？（支給対象者・給付額）

令和2年4月分（3月分を含む）の児童手当を受給している方です。
対象児童1人につき、1万円を支給します。

◆うちの子は、対象になるの？（対象児童）

平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた児童（令和2年4月分の児童手当の対象となる児童。新高校1年生を含む）が対象となります。

対象の方には、令和2年5月中にお知らせを送ります。

※所得制限限度額以上のため、特例給付として児童1人につき月額5,000円の支給を受けている方は対象外となります。

◆もらうには、どんな手続きをすればいいの？（手続き方法）

支給を受けるにあたって、申請は不要です。支給を希望しない場合は、届出書を令和2年6月8日までに町民課窓口へ提出してください。

なお、公務員の方は申請が必要となります。職場から申請書等が送付されますので、職場で証明をもらったうえで、町民課窓口へご提出ください。

◆いつもらえるの？（支給時期）

令和2年6月中に支給します。ただし、公務員の方は、申請が必要となりますので、申請書提出後の支給となります。最終の申請期限は、令和2年9月30日ですので、忘れずに申請してください。

◆どんなかたちでもらえるの？（支給方法）

児童手当を受給している口座に振り込みます。口座への振込が口座解約・変更等によりできない場合は、給付金が支給されませんので、必ずご対応をお願いします。

藤里町独自の「子育て応援臨時特別給付金」を支給します

◆子育て世帯への臨時特別給付金と何が違うの？（支給対象者・給付額）

子育て世帯への臨時特別給付金に上乗せして、平成14年4月2日から令和2年9月30日までに生まれた児童1人につき、1万円を支給します（0歳～高校3年生）。さらに、ひとり親家庭には児童1人につき、1万円をプラスして支給します（児童の範囲は0歳～高校3年生）。

◆もらうには、どんな手続きをすればいいの？

子育て世帯への臨時特別給付金と同様に、申請は不要です。ただし、子育て応援臨時特別給付金のみ対象となる方、公務員の方は申請が必要ですので、個別に申請書を郵送します。

給付金に関するお問い合わせ先

藤里町町民課 町民福祉係 ☎79-2113

